

補償金三千二

百万円支払う

新日窒水俣工場

用金庫に預金した。配分方法については組合で慎重協議する。

八月三十日新日窒水俣工場会議室で水俣病関係を除く漁業被害補償金三千五百万円などあつせん案の諸事項に対し同工場と調印した水俣漁協は同補償金三千五百万円のうち三百万円を三十一日工場から受取ったが、残りの三千二百万円は九日午前十一時すぎ工場側石野同工場次長、川村同庶務課長から